

様式 7

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 平成 年月	工事の日程等									
	23年 1月	年 2月	年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	24年 1月	年 2月	年 3月
造成(埋立)工事 敷地の増減の移転登記日等		2/1 ←増→	2/28							
生産施設の設置工事	備考1参照									
施設の名称	施設番号									
ボイラー室	セー4									
第2菓子パン工場	セー5									
↑備考2参照	2/1		4/1	←撤去→	4/20	←新設→	5/30		1/31	→
緑地・環境施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
ボイラー室南	リー3									
ボイラー室北	リー4									
第2菓子パン工場まわり	リー5									
敷地南側	リー6									
第2菓子パン工場南側壁	リー7									
テニスコート	カー2									
	2/1	←増設→	2/28		4/1	←撤去→	4/20	5/1	←増設→	5/30
その他の主要施設の設置工事	備考3参照									
汚水処理装置(ア-1)								1/10	←移設→	1/31

- 備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、緑地・環境施設の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1及び2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、緑地・環境施設の設置工事のいずれよりも早い場合のみ、当該施設の種類の欄に明記して下さい。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

① 緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとすること。ただし、以下のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はこの限りではない。

イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合

ロ 樹木の植栽適時が生産施設の運転開始時までに到来しない場合

ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合